

資料番号	H-200318-4
改訂	R1

浜岡原子力発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請書
補足説明資料

輸入廃棄物の事業所外廃棄について

令和2年3月18日
中部電力株式会社

1. 保安規定

(1) 規則類の改正

・規則類の改正に伴い、輸入廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動、およびその活動に関する組織、職務を保安規定に定める。なお、海外にて再処理している使用済燃料は、1, 2号炉の燃料のみのため、保安規定第2編のみに規定し、第1編には規定しない。(※)

※ 廃止措置段階の発電用原子炉施設である1, 2号炉の使用済燃料については、1997年までに海外(英国、仏国)に輸送し、再処理した実績がある。一方、運転段階の発電用原子炉施設である3, 4, 5号炉の使用済燃料については、これまで海外(英国、仏国)で再処理した実績はなく、現段階において計画はない(今後の使用済燃料の再処理に関しては、六ヶ所再処理工場での再処理を実施する予定)。このため、1, 2号炉のみが適用対象であるとし、保安規定第2編のみに規定する。なお、将来、3, 4, 5号炉の使用済燃料について、海外で再処理を実施することとなった場合は、その段階で保安規定を変更する。

【実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則】

(保安規定)

第九十二条 第三項

法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

十三 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。

【廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準】

2. (13) 放射性廃棄物の廃棄(実用炉規則第92条第3項第13号)

6) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。

(2) 保安活動

・輸入廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動は「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第2編 第6章 放射線廃棄物管理 第40条の2(輸入廃棄物の確認)」に定める。

(輸入廃棄物の確認)

第40条の2

サイクル戦略グループ長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認する。

(3) 保安に関する組織・職務

・輸入廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動に関する組織、職務を「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第2編 第3章 保安管理体制 第4条(保安に関する組織)、第5条(保安に関する職務)」に定める。なお、輸入廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動は、本店の組織のみが関与し、浜岡原子力発電所の所員による活動はない。

(保安に関する組織)

第4条

[原子燃料サイクル部長に以下の組織の長を追記]

サイクル戦略グループ長/バックエンド・輸送グループ長

(保安に関する職務)
第5条
[本店組織の職務に以下の職務を追記]
<u>(7) サイクル戦略グループ長は、輸入廃棄物の確認に関する業務を行う。</u>
<u>(8) バックエンド・輸送グループ長は、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</u>

2. 輸入廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動

(1) 輸入廃棄物の確認に関する業務

・第5条（保安に関する職務）に示す輸入廃棄物の確認に関する業務とは、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを二次文書「輸入廃棄物管理指針」に基づき確認する以下の検査業務をいう。

① 輸入廃棄物検査（英国記録確認検査）
輸入廃棄物（ガラス固化体）の製造に係る品質記録、及び第三者監査機関の品質監査記録を輸送前に確認する検査
② 輸入廃棄物検査（六ヶ所検査）
日本原燃（株）（六ヶ所村）へ輸送された輸入廃棄物が、対象の廃棄物であることおよび英国記録確認検査で確認した状態が輸送により変化していないことを、廃棄物管理設備の測定設備を使用し確認する検査

(2) 輸入廃棄物の管理に関する業務

・第5条（保安に関する職務）に示す輸入廃棄物の管理に関する業務とは、二次文書「輸入廃棄物管理指針」に基づき実施する、輸入廃棄物検査以外の業務（輸入廃棄物に係る調達に関する業務等）をいう。

以上

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 第1編と第2編（抜粋）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の発電用原子炉施設編）
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 原子燃料サイクル部長は、原子燃料の調達先の評価・選定及び原子燃料の運搬の総括に関する業務を行う。</p> <p>[規定なし]</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 廃止措置に関する職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>原子燃料サイクル部長は、サイクル戦略グループ長及びバックエンド・輸送グループ長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(7) <u>サイクル戦略グループ長は、輸入廃棄物の確認に関する業務を行う。</u></p> <p>(8) <u>バックエンド・輸送グループ長は、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(輸入廃棄物の確認)</p> <p><u>第40条の2 サイクル戦略グループ長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認する。</u></p>